

令和 5 年 6 月 1 日

議 案 参 考 資 料

6 月 定 例 会 議

常 総 市



◎議案第 3 号 常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する  
条例について

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例は、当時の社会情勢、市の厳しい財政状況等を考慮し、常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例として、特別職の給料の減額措置を講ずるため平成 15 年 3 月の市議会において可決成立し、同年 4 月 1 日から施行されました。

その後、市の財政状況及び東日本大震災、平成 27 年関東・東北豪雨による水害等に対処する必要性を考慮した上で、条例改正を重ね、20 年以上にわたり減額措置を継続しているところです。

この減額措置につきましては、これまでの財政健全化に係る行財政改革の取組状況を踏まえるとともに、特別職の給料を時限的に減額するという特例条例の趣旨を考慮いたしまして、令和 6 年 3 月末をもって廃止することとし、同年 4 月 1 日以後は、特別職給与条例で定められた本来の額の支給とさせていただきます。

なお、市長の給料にあつては、市長自らの政治姿勢として、職員の研修、健康管理等に係る施策の財源とするべく、その任期内においては、改めて減額措置を講ずることとしております。

○~~常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例~~常総市長の給料の額の特例に関する条例

平成 1 5 年 3 月 2 8 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市長の給料月額を時限的に減ずる特例措置を講ずるとともに、これにより生ずる財源をもって、職員の研修、健康管理等に係る施策を実施することにより、職員の資質、教養及び福祉の向上を図り、もって市民サービスの向上に資することを目的とする。

(市長の給料の額の特例)

~~第 1 条第 2 条~~ 市長の給料の月額は、~~平成 2 8 年 8 月 3 日~~令和 6 年 4 月 1 日から~~令和 6 年 8 月 2 日~~同年 8 月 2 日までの間においては、常総市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 1 5 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

~~—(副市長の給料の額の特例)—~~

~~第 2 条 副市長の給料の月額は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間においては、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。~~

~~—(教育長の給料の額の特例)—~~

~~第 3 条 教育長の給料の月額は、平成 1 9 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの間においては、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。~~

~~—(旅費の特例)—~~

~~第 4 条 市長、副市長及び教育長の旅費は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの間においては、特別職給与等条例第 7 条第 1 項及び第 8 条ただし書の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年水海~~

~~道市条例第13号) 第15条から第18条までの規定を適用する。~~

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(この条例の失効)
- 2 この条例は、~~令和7年9月30日~~令和6年8月2日限り、その効力を失う。

中略

附 則 (平成28年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の規定は、平成28年8月3日から適用する。

附 則 (平成30年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条の規定は、平成28年12月13日から適用する。

附 則 (令和元年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の規定は、令和2年8月3日から適用する。

附 則 (令和3年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

◎議案第 4 号 常総市税条例の一部を改正する条例について

この条例は、令和 5 年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、必要となる改正を行おうとするものです。

まず、令和 6 年度から国税として、国内に住所のある個人に対して年額 1, 0 0 0 円の森林環境税が課税されることに伴い、個人の市民税及び県民税に併せて森林環境税を賦課し、及び徴収する旨の規定を設けるとともに、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する等の規定の整備を行うことといたします。

また、本年 7 月 1 日施行の改正道路交通法等により原動機付自転車に係る車両区分が細分化され、一定の基準に該当する電動キックボード等にあつては、「特定小型原動機付自転車」と定義されることに伴い、現行の原動機付自転車と同様に、特定小型原動機付自転車に係る種別割を 2, 0 0 0 円とする旨の規定の整備を行うことといたします。

○常総市税条例

昭和 33 年 10 月 11 日

条例第 13 号

目次 略

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(課税の根拠)

第 1 条 市税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，法令その他別に定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。

第 2 条～第 35 条 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 35 条の 2 所得割の納税義務者が，第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には，当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を，第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは，当該控除することができなかつた金額は，令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより，同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し，又は当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の同項の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し，若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するを納付し，若しくは納入する。

3 法第 37 条の 4 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは，当該控除することができなかつた金額を第 1 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして，前項の規定を適用する。

第 36 条～第 37 条の 3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

~~2~~3 前項第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

~~3~~4 前2項第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその



提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

~~4.5~~ 給与所得者は、第 1 項及び~~第 2 項~~第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 54 条の 9 第 3 項において同じ。）により提供することができる。

~~5.6~~ 前項の規定の適用がある場合における~~第 3 項~~第 4 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第 37 条の 3 の 3～第 38 条 略

（個人の市民税の徴収の~~方法~~方法等）

第 39 条 個人の市民税は、第 45 条、第 48 条の 2 第 1 項、第 48 条の 5 又は第 54 条の 5 の規定~~によつてにより~~により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法~~によつてにより~~により徴収する。

2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 40 条～第 41 条 略

（個人の市民税の納税通知書）

第 42 条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額~~及び県民税額~~、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第 48 条第 1 項又は第 48 条の 6 第 1 項の規定~~によつてにより~~により徴収する場合にあつては特別徴収の方法~~によつてにより~~により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第 1 項の納期（第 48 条第 1 項又は第 48 条の 6 第 1 項の規定~~によつてにより~~により徴収する場合にあつては特別徴収の方法~~によつてにより~~により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

第 43 条～第 44 条 略

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第 4 5 条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつてにより徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においてはは、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法によつてにより徴収する。

(1) 支給期間が 1 月を超える期間により定められている給与のみの支払を受け  
る者

(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においてはは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつてにより特別徴収の方法によつてにより徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつてにより徴収する。ただし、第 3 7 条の 2 第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつてにより徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつてにより給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつてにより徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつてにより徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつてにより徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第 4 8 条の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢 6 5 歳以上の者である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定~~によつて~~により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動~~によつて~~により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法~~によつて~~により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法~~によつて~~により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法~~によつて~~により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法~~によつて~~により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法~~によつて~~により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法~~によつて~~により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法~~によつて~~により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法~~によつて~~により徴収する。

#### 第46条～第47条の5 略

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第48条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額の特別徴収の方法~~によつて~~により徴収されないこととなった場合~~においては~~には、特別徴収の方法~~によつて~~により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法~~によつて~~により徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合~~にお~~

~~いては~~にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合~~において~~は~~には~~直ちに、普通徴収の方法~~によって~~により徴収するものとする。

- 2 法第 3 2 1 条の 6 第 1 項の~~通知によって~~通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法~~第 1 7 条の 2 の規定によって~~第 1 7 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金~~に充当するを~~納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第 4 8 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 3 2 1 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 6 5 歳以上の者（特別徴収の方法~~によって徴収することが~~により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合~~においては~~には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 4 8 条の 5 において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 4 5 条第 1 項の規定により特別徴収の方法~~によって徴収する場合により~~徴収する場合においては~~には~~、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 4 8 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法~~によって徴収する。~~により徴収する。

- (1) 当外年度分の老齢等年金給付の年額が 1 8 万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 3 5 条第 5 項に規定する特別徴収対象被保険者でない者



(2) 特別徴収の方法~~によって~~により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 4 1 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 3 0 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法~~によって~~により徴収する。

#### 第 4 8 条の 3～第 4 8 条の 4 略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第 4 8 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 1 0 月 1 日からその翌年の 3 月 3 1 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 3 0 日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 4 5 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額をいう。次条第 2 項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 3 0 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 3 0 日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第 4 8 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における同項並びに第 4 8 条の 3 及び前条の規定の適用にあつては、第 4 8 条の 2 第 1 項中「の 2 分の 1 に相当する額」とあるのは、「から第 4 8 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第 2 項の規定は、適用しない。
- 3 第 4 8 条の 3 及び前条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 4 8 条の 3 中「前条第 1 項」とあるのは「第 4 8 条の 5 第 1 項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは

「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第48条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法~~によって~~により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法~~によって~~により徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合~~においては~~にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合~~においては~~には直ちに、普通徴収の方法~~によって~~により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の~~方法によって~~方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に~~充当する~~を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第49条～第82条の8 略

(種別割の税率)

第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワッ

- ト以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円
- イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
- ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
- エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円
- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
- ア 軽自動車
- (ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
- a 乗用のもの
- (a) 営業用 年額 6,900円
- (b) 自家用 年額 10,800円
- b 貨物用のもの
- (a) 営業用 年額 3,800円
- (b) 自家用 年額 5,000円
- イ 小型特殊自動車
- (ア) 農耕作業用のもの
- a 2輪のもの 年額 2,000円
- b 4輪のもの及びカタピラを有するもの
- (a) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円
- (b) 総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円
- (種別割の賦課期日及び納期)

## 第 8 4 条～第 1 3 3 条の 6 略

(土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用)

第 1 3 3 条の 7 第 1 3 3 条の 2 の規定により特別土地保有税を課する場合には、第 1 2 4 条から第 1 3 3 条までの規定中、土地に対して課する特別土地保有税に関する規定(第 1 2 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 2 7 条から第 1 3 0 条まで並びに第 1 3 2 条第 1 項の規定を除く。)を準用する。この場合において、第 1 2 4 条第 4 項及び第 5 項中「第 1 項の土地の所有者又は取得者」とあり、及び同条第 6 項中「第 1 2 4 条第 1 項の土地の所有者又は取得者」とあるのは「第 1 3 3 条の 2 に規定する遊休土地の所有者」と、第 1 3 2 条第 2 項及び第 1 3 3 条第 2 項中「法第 5 9 9 条第 1 項」とあるのは「法第 6 2 5 条第 1 項」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 3 年度分の市税から適用する。ただし、市民税の税率は昭和 3 4 年度から、木材引取税の税率は昭和 3 3 年 7 月 1 日から適用する。

## 第 2 条～第 1 2 条の 3 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 1 2 条の 4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 4 4 6 条第 1 項(同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)又は法第 4 5 1 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 2 9 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 1 2 条の 6 の規定により読み替えられた第 8 2 条の 6 第 1 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正



の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに~~100分の10~~100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

#### 第 12 条の 5～第 13 条 略

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 13 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 84 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 89 条及び第 90 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに~~100分の10~~100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

#### 第 13 条の 3～第 31 条の 3 略

（石下町の編入に伴う経過措置）

第 3 2 条 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町税条例（昭和 4 7 年石下町条例第 1 6 号）の規定により課した町税又は課すべき町税については、なお石下町税条例の例による。

2 編入日前に、石下町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前になされた石下町税条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお同条例の例による。

#### 中略

附 則（令和 5 年条例第 1 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの間に取得されたこの条例による改正前の常総市税条例附則第 1 2 条の 4 及び第 1 2 条の 8 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第 号）

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第83条第1号の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和5年7月1日

(2) 第35条の2第2項、第39条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第42条、第45条、第48条、第48条の2及び第48条の6の改正規定並びに附則第12条の4第4項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の常総市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき常総市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第83条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第12条の4第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の

施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し，同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

別表 略

## ◎議案第 5 号 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で各種証明書の交付を受けることができるコンビニ交付サービスについて、令和 6 年 1 月 1 日から新たに戸籍の謄本又は抄本の交付を追加することとし、その交付手数料の額を定める改正を行うものです。

戸籍謄本等にあつては、現在、コンビニ交付サービスの提供は行っておらず、市役所窓口での交付に限定しておりますが、サービスの追加に伴い、令和 6 年 1 月 1 日以後は、住民票、印鑑登録証明書等と同様に戸籍謄本等についてもコンビニエンスストア等で交付を受けることができることとなります。

これにより本市に本籍のある市外在住の方が自らの住所地において戸籍謄本等を取得できるなど、利用者の利便性の向上に資するものとなります。

戸籍謄本等のコンビニ交付に係る手数料は、1 件につき 350 円とすることとし、市役所窓口交付での手数料 450 円と比べて 100 円安く設定することで、マイナンバーカードの利便性を周知するとともに、その取得の促進を図ることといたします。

## 〔多機能端末機で交付可能な証明書及びその交付手数料〕

交付可能な証明書	窓口交付手数料	コンビニ交付手数料
住民票、戸籍の附票	300円	200円
印鑑登録証明書		
課税・非課税証明書		
所得証明書		
戸籍謄本、戸籍抄本 (令和 6 年 1 月 1 日以後)	450円	<u>350円</u>

○常総市手数料条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 21 号

水海道市手数料条例（昭和 49 年水海道市条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収すべき事項及び金額等）

第 2 条 手数料を徴収すべき事項及びその金額は、別表のとおりとする。

第 3 条 奥書、認証等いかなる名義であっても文書で事実を認証するものは、証明とみなし、手数料を徴収する。

（公文書等の閲覧及び諸証明の制限）

第 4 条 公簿、公文書及び図面の閲覧並びに諸証明は、市長において公衆の閲覧に供しても支障のないものでなければならない。

（納付方法）

第 5 条 手数料は、申請の際納付しなければならない。

2 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しがあっても、これを還付しない。

（手数料の免除）

第 6 条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）第 1 条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）により交付する場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの又は無料で取扱いをすることができるもの

(2) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの

(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている者から請求があったとき。

(4) 官公署から請求があったとき。

(5) 公用で使用するとき。

(6) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条の規定による届出を

経た政党、協会その他の団体が貼り紙、貼り札、立看板又は広告旗を表示するため許可申請をしたとき。

- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの  
(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の水海道市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 15 年条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 8 月 25 日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の水海道市手数料条例別表第 1 の規定は、施行日以後に受理した申請に係る手数料から適用し、同日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。

中略

附 則 (令和 2 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年条例第 19 号)

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年条例第 25 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 号)

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

## 別表（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
自動車の臨時運行の許可	1両につき 750円
住宅用家屋の証明	1件につき 1,300円
戸籍の謄本又は抄本	1通につき 450円 <u>(多機能端末機により 交付する場合にあっては、350円)</u>
除かれた戸籍の謄本又は抄本	1通につき 750円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき 350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき 450円
住民票、戸籍の附票、除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 (多機能端末機により 交付する場合にあっては、200円)
住民票又は除かれた住民票の閲覧	1件につき 300円
その他の証明	1件につき 300円



## ◎議案第 6 号 常総市きぬの里地域促進バスの運行に関する条例について

本案は、きぬの里地域促進バスを利用する児童の保護者が負担する利用者負担金の徴収及びその減免等について定める常総市きぬの里地域促進バス利用者負担金徴収条例を改正し、本年 9 月から地域促進バスの利用に係る料金を無料にするとともに、地域促進バスの運行の目的を明確に定めるものです。

地域促進バスは、内守谷町きぬの里地区の良好な市街地形成による都市機能の向上と当該地区における定住人口の増加を図る本市の地域活性化対策の一環として、平成 13 年 4 月から運行しているところです。現在は、登校時の 3 便、下校時の 4 便にそれぞれ添乗員を配置した上で運行しており、運行経費の一部に充てるため、利用する児童の保護者から児童一人当たり年額 18,000 円の利用者負担金をいただいているところです。

一方で、大花羽小学校及び菅原小学校の統合により遠距離通学となった児童等を対象として今年度から運行を開始したスクールバスは、『児童が将来に向けた社会生活における「生きる力」を育む』という教育方針により添乗員を配置することなく運行しております。

地域促進バスとスクールバスは、運行の目的は異なるものの、「児童の通学のためにバスを利用」しているという運用は共通していることから、地域促進バスの添乗員の配置を取りやめることとするものです。

また、添乗員の廃止によるバス運行への新たな保護者の協力が必要となることから、その負担を軽減するため、地域促進バスの利用に係る料金を無料とするものです。これらは条例の施行日である本年 9 月 1 日からの運用といたします。

## 〔きぬの里地域促進バス事業経緯〕

昭和56年	現独立行政法人都市再生機構（以下UR）が、現きぬの里地区をニュータウン事業地区に決定。用地買収開始
平成10年	URによる「きぬの里」まちびらき、分譲開始
平成13年	分譲が振るわないため、URの要望により、分譲促進を目的に「きぬの里地域促進バス」事業を5年間の運行期間として開始。事業費の75%をURが負担 〈利用者負担金：往復12,000円，片道6,000円〉
平成15年	URより、UR所有の土地（教育施設計画用地）を早急に売却したいとの申出があるも、学校新設要件が整わない等の理由により、市では取得できない旨回答
平成17年	バス運行期間満了となるも、URはさらなる分譲促進を目指し、5年間延長することを決定
平成19年	教育施設計画用地に関する住民説明会を開催。学校用地を取得しないことを説明。市は当面バス運行を継続する方針を示す。
平成22年	延長された運行期間の満了に伴いURの事業費負担が終了となる。地元自治会等からバス事業継続を望む要望書の提出があり、市はバス事業を市単独で当面継続する旨回答
平成24年	当初より利用者分の座席は確保されておらず、立乗りでの乗車が多数いたことから、児童の安全確保のため、添乗員を配置。利用者負担金増額のため保護者説明会を開催 〈利用者負担金増額：往復18,000円，片道9,000円〉
平成27年	より安全な乗車ができるよう貸切バスに変更 利用者全員が着席して乗車
平成30年 ～令和2年	きぬの里地域促進バスに関する懇談会を計4回開催 事業継続の要望
令和5年	菅原・大花羽小学校統廃合によるスクールバス運行に併せて、地域促進バスの今後の運行方針について協議 ⇒負担金無し，添乗員無しの方針決定

○常総市きぬの里地域促進バス利用者負担金徴収条例

平成13年3月27日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、内守谷町きぬの里の良好な市街地形成による都市機能の向上及び活性化対策の一環として、内守谷町きぬの里及びその周辺地区から常総市立絹西小学校に通学する児童を対象に運行する常総市きぬの里地域促進バスの運営に必要な経費に充てるため、当該バスを利用する児童（以下「利用者」という。）の保護者から負担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 前条の規定による負担金は、利用者1人について18,000円とする。ただし、往路又は復路のみの利用者は、年額9,000円とする。

(負担金の徴収方法)

第3条 負担金は、12箇月の均等割により徴収する。

(負担金の減免)

第4条 市長は、利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯
- (2) 当該年度に納入すべき市民税の所得割が非課税とされ、又は減免されている世帯
- (3) 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- (4) 火災、水害等に被災した世帯その他市長が特に認める世帯

(負担金の返還)

第5条 既納の負担金は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。